

特定投資家制度について

1. 特定投資家制度とは

金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）では、お客様を特定投資家と一般投資家とに区分しており、当社がお客様に金融商品を販売・勧誘する際に当社が遵守すべき法律上のルールが一部適用除外となる制度です。

2. 特定投資家に該当するお客様

金商法上、「特定投資家」とされるお客様は以下のとおりです。

- (1) 資本金の額が5億円以上の株式会社
- (2) 上場企業（金融商品取引所に上場されている株式の発行者である会社）
- (3) 特殊法人、独立行政法人
- (4) 特定目的会社、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、金融商品取引業者、特例業務届出者、外国法人
- (5) 国、日本銀行、適格機関投資家

※ 上記（1）～（5）の特定投資家に該当しないお客様は、原則として一般投資家となります。

3. 特定投資家に該当するお客様に適用されないルール

特定投資家に該当するお客様については、金融商品を販売・勧誘するにあたり当社が遵守すべき金商法の行為規制のうち、以下のものが適用除外となります。

- ・ 広告等の規制
- ・ 不招請勧誘
- ・ 顧客の勧誘受諾意思確認義務
- ・ 再勧誘の禁止
- ・ 適合性の原則等
- ・ 取引態様の事前説明義務
- ・ 契約締結前の書面の交付
- ・ 契約締結時の書面の交付
- ・ 保証金の受領に係る書面の交付
- ・ 書面による解除
- ・ 最良執行方針等を記載した書面交付義務
- ・ 顧客の有価証券を担保にする行為等の制限
- ・ 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止
- ・ 金銭又は有価証券の貸付け等の禁止
- ・ 運用報告書の交付

4. 特定投資家から一般投資家への移行について

特定投資家に該当するお客様のうち、2. (1) ～ (4) に該当するお客様は、以下の契約の種類に係る金融商品取引契約の締結及びその勧誘に関して、自らを一般投資家として取り扱うようお申し出頂くことが可能です。

[契約の種類]

有価証券の売買関係、投資一任契約関係

特定投資家から一般投資家への移行にあたっては、以下の点にご留意下さい。

- 移行のお申し出に対する当社の承諾日以降は、お客様を一般投資家としてお取り扱いさせていただきます。
- お客様が、同じ種類の金融商品取引契約に際して、既に一般投資家として取り扱う旨のお申し出をされており、当社から承諾書面を受領されている場合は、新たにお申し出を頂くことなく、一般投資家としてのお取り扱いをさせていただきます。
- 一般投資家に移行されたお客様はいつでも特定投資家への復帰のお申し出と当社の承諾により、特定投資家に復帰することが可能です。
- 上記にかかわらず、当社では、投資家保護の観点から、特定投資家のお客様についても、一般投資家のお客様と同様のお取り扱いをさせていただきます。
- お客様が一般投資家に移行された場合、特定投資家への復帰の手続きを行うまで、当社が特定投資家のお客様向けに提供する金融商品のご購入はできなくなります。

5. 一般投資家から特定投資家への移行について

一般投資家のうち特定投資家への移行が可能なお客様については、そのお申し出に対し当社が承諾した場合には、特定投資家へ移行して頂くことが可能です。

一般投資家から特定投資家への移行にあたっては、以下の点にご留意下さい。

- 特定投資家へ移行された場合でも、当社では、投資家保護の観点から、移行前と同様、お客様を一般投資家としてお取り扱いさせていただきます。
- 一般投資家から特定投資家への移行の有効期間は原則1年とされていますが、当社では、毎年9月末を期限日とし、当社が移行することを承諾した日から最初に到来する期限日まで特定投資家としてお取り扱いさせていただきます。
- 期限日以降も特定投資家としてのお取扱いを希望される場合は、期限日到来の都度、改めて更新のお申し出が必要となります（金商法上、自動更新はできません）。
- 期限日前であっても、お客様が一般投資家への復帰を希望される場合には、当社までご連絡頂ければ、いつでも一般投資家に復帰することができます。

6.移行手続きに関するお問い合わせについて

特定投資家から一般投資家への移行または一般投資家から特定投資家への移行に関する具体的な手続きについては、以下の当社事務局アドレス宛てにメールにてお問い合わせ下さい。

compliance@digitalsecurities.jp

なお、これら移行に係るお申し出を頂いた場合は、当社より、承諾日等を記載した承諾書面を、金融商品取引契約の締結前に交付することが義務付けられていることから、当該書面を交付するまでの間、お取引が制限されることになりますので、ご留意下さい。

以上

2025 年 8 月